

令和8年度(2026年度) 熊本県北広域本部阿蘇地域振興局農林部 地域貢献評価一覧表

	地域貢献活動		評価対象の要件	評価の判定基準	必須提出物	備考	
	項目	活動No.					活動名
施策推進活動	「熊本県の農林水産業施策に関する活動」	1	・耕作放棄地再生利用緊急対策実施要項「あるいは耕作放棄地解消緊急対策事業」の助成対象活動	会社が「①取組主体」もしくは「②取組主体の構成員」であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①「取組主体」が助成金を交付されていることが確認できるもの ②会社が「取組主体」あるいは「取組主体の構成員」であることが確認できるもの	
		2	・「 多面的機能支払制度 」の助成対象活動	会社が活動組織の構成員であること。	・過去2年間会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が構成員であることが証明できるもの。規約(構成員名簿を含む。)	
		3	・「熊本県水とみどりの森づくり税事業」の助成対象活動	会社が活動組織の構成員であること。	・過去2年間、会社が地域の活動組織に参加していること。	①会社が「活動組織の構成員」であることが確認できるもの	「水とみどりの森づくり推進事業」の「団体等による森づくり」等
社会貢献活動	「中山間地域の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	4	・「中山間地域等直接支払制度」の交付金交付対象活動	中山間地域等の集落協定に位置付けられた活動を、集落との協定に基づき支援すること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	①集落との協定書の写し ②協定を締結した代表者の活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	
	「森林の多面的機能の発揮に係る社会貢献活動」	5	森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.5,7の場合 ①「活動への参加」に係る主催者の証明書 ②ボランティア活動の概要(主催者、目的、内容等)が分かるもの 例:企画書、参加者募集のちらし等 ③地域貢献活動区域の地図 ④活動日の作業日報の写し ⑤活動の状況写真	・活動No.6の施設管理者:国、地方自治体、財産区が所有する森林の管理者
		6	森林整備活動(植林・下刈・間伐・枝打)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。		
	「漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」	7	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体や県内のボランティア団体等が主催する活動	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.6,8の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	・「漁港」とは、漁港漁場整備法に基づく第1種～第3種漁港で、県または市町村が管理するものを指す。
		8	・漁港や漁場(内水面を含む。)、及び海岸(農地海岸、漁港海岸)の美化・保全活動(流木処理、ゴミ拾い等)	地方自治体または施設管理者との協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。		
	「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」	9	・「農道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	地方自治体または施設管理者との管理委託協定に基づく活動であること。	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	活動No.9,10,11の場合 ①地方自治体または施設管理者との協定書の写し ②活動証明書 ③地域貢献活動区域の地図	・「農道」は、原則として農道台帳が整備されている農道を評価対象とする。 ・「生活環境保全保安林整備事業等」治山事業で開設した管理道の美化・保全活動には、歩道も含む。
		10	・「林道」の美化・保全活動(清掃、除草等)	〃	〃		
		11	・「生活環境保全保安林整備事業等」治山事業で開設した管理道の美化・保全活動(清掃、除草等)	〃	〃		
	「特別枠」阿蘇の草原の維持に係る社会貢献活動	12	阿蘇の草原維持活動(野焼き・輪地切り・輪地焼き)	阿蘇の草原を管理する者(牧野組合、原野組合、造林組合、行政区)が主催する活動	・過去2年間、会社としての活動実績があること。	①「活動への参加」に係る主催者の証明書 ②地域貢献活動区域の地図 ③活動日の作業日報の写し ④活動の状況写真	・野焼き・輪地切り・輪地焼きのいずれかの作業を行えば評価
	その他		上記以外に、農政事務所、地域振興局として評価すべき活動がある場合に独自に設定。			・上記を参考に、農政事務所、地域振興局が設定。	
	その他	○評価方法について					
		<ul style="list-style-type: none"> ・「地域貢献活動」は、会社として過去2年間継続して参加※1した活動実績を評価する。 (※1)会社として過去2年間継続して参加:“複数の社員”が“会社の一員として”令和6年度(2024年度)と令和7年度(2025年度)にそれぞれ1回以上の活動に参加すること。(NO. 5、NO. 7、NO. 12の活動については、継続性を重視し、2人以上/回の活動が2か年継続していること。) ・評価の有無は各活動ごとに行い、「活動の証明書」及び「補足資料」により判定する。 ・評価される活動が1つでもあれば、地域貢献活動の実績有とする。 ・各建設産業団体連合会が主催して行った場合、自社が2名以上/回参加し、活動の延べ人数は30名以上の活動であることを確認できる場合に評価します。 					
○「評価する活動の対象区域」について							
<ul style="list-style-type: none"> ・「評価する活動の対象区域」は熊本県内とする。ただし、No. 12は阿蘇地域振興局管内に限る。 							
○提出物について							
<ul style="list-style-type: none"> ・施策推進活動における「会社が取組主体あるいは構成員であることが証明、確認できるもの(規約、名簿等)」は、各年度が確認できるものを提出すること。 ・社会貢献活動において団体での活動の場合、会社が団体の構成員であることが証明、確認できるもの(規約、名簿等)で、各年度が確認できるものを提出すること。 ・証明書は、活動内容、証明日、証明者名の記載と証明者の押印があるものを提出すること。(写し可) ・必須提出物の提出がない場合や、提出物が不足する場合は評価しない。 ・必須提出物以外に、活動の実績を確認するための「補足資料」があれば、併せて提出すること。 例)「ボランティア団体発行のスタンプカード」、「参加申込書(インターネットの申込み画面を印刷したものやFAX等の写し等を含む)」、「新聞、第三者発行の広報誌等に掲載された場合、その報道記録(写し可)」 ・団体の活動:各建設産業団体連合会加盟団体が発行する活動証明書及び活動内容が分かる新聞記事等の写しを提出すること。 ・必須提出物は、項目ごとに別葉で提出すること。 							
○「活動区域の地図」について							
<ul style="list-style-type: none"> 「地方自治体または施設管理者との協定に基づく漁港、漁場及び海岸の保全に係る美化・保全活動」や「施設管理者との協定に基づく農道、林道、保安林管理道の美化・保全活動」については、協定締結の延長(協定書の延長)を黒色で、実際に活動した延長(活動報告書の延長)を赤色で、旗揚げすること。 地域貢献活動区域が判別できるように、適度な縮尺の地図を用いること。 ※活動区域の地図は、年度毎に別葉で作成するものとする。 							